

輸入植物検疫規程の一部改正について  
(植物防疫法に基づく消毒方法の基準の追加)

令和元年 10 月  
植 物 防 疫 課

## 1. 現行制度の概要

- (1) 検疫有害動植物があった場合の植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第9条第1項に基づく消毒は、検疫有害動植物の種類に応じ、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)別表第3に掲げる方法を基準とすることとされている。
- (2) 現行の規程別表第3においては、麦、とうもろこし等に検疫有害動植物であるグラナリアコクゾウムシがあった場合の消毒方法として臭化メチルを用いる方法のみが規定されている。

## 2. 改正の趣旨

- (1) 臭化メチルは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和63年条約第9号)により、オゾン層を破壊する物質に指定され、その使用が制限されている。現在、検疫処理のための使用は制限の対象外とされているが、その代替となる農薬を用いる消毒方法が確立したときは、方法を規程に追加し、代替を進めてきたところ。
- (2) 今般、麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合の燐化アルミニウムを用いる消毒方法が確立したことから、規程別表第3の一部を改正し、消毒方法の基準として追加することとする。

## 3. 改正案の主な内容

新たな消毒方法の基準として以下を追加する。

- (1) 袋詰めされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合の燐化アルミニウム倉庫くん蒸
- (2) ばら積みされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合の燐化アルミニウムサイロくん蒸

## 4. 今後の予定

令和元年

- 10月中旬 パブリックコメント募集開始(コメント期間30日間)
- 11月上旬 公聴会開催(法第5条の2第2項に基づく手続き)
- 11月中旬 パブリックコメントの期限
- 12月中旬 告示の公布、同日施行